

商工会報

くまげ

No.75

発行／熊毛町商工会
 〒745-0663
 山口県周南市熊毛中央町3番7号
 TEL 0833-91-0007
 FAX 0833-91-5700
 URL <http://kumagechoushokokai.com/>
 E-mail kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp
 会長／久野利夫
 印刷／南光騰写堂



平成29年度 熊毛町商工会

通常総会 開催

5月21日(日)午前9時より、熊毛公民館2階大会議室において、平成29年度熊毛町商工会通常総会が開催されました。通常総会には、周南市木村健一郎市長、日本政策金融公庫徳山支店細川英樹支店長、熊毛総合支所藤井義則支所長をご来賓としてお招きして、開催されました。

第1号議案

平成28年度事業報告並びに収支決算の承認について

(監事による監査報告)

第2号議案

平成29年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の制定について

第3号議案

一時借入金限度額の承認について

提出された議案は、原案のとおり、出席者全員が賛成して可決成立いたしました。



「契約」の基本法 民法大改正

「契約」の基本法ともいわれる民法の120年ぶりに改正されます。今回は、企業活動に影響する「契約(債権編)」に関する規定が大幅に改正されます。今回の主な改正点は、以下のとおりです。

項目	改正前(現行規定)	改正後
短期消滅時効の廃止	原則10年であるが、債権に応じ5年、3年、2年又は1年と短期で消滅時効にかかるものが存在する。	原則10年であるが、債権者が権利行使(請求)できると知った債権は一律5年で消滅時効にかかる。
法定利率の引下げ	貸金や遅延損害金の利率を定めていなかった場合は年5%。	年3%。ただし3年ごとに見直すという「変動制」となる。
保証契約の厳格化	任意の使用による「保証契約書」の作成を要する。	事業債務について個人が保証人となる場合には、「公正証書」による意思確認がなければ無効となる。
「約款規定」の新設	規定なし	定型約款の内容等が規定されるほか、消費者に不利な約款項目は無効となる。
「敷金」と「現状回復」	規定なし	賃貸借契約終了後、敷金は原則貸借人に返還。賃借物の経年劣化については賃借人に現状回復義務はなし。

「以上は、主な改正点であって、今回の改正では、「約款」を用いた画一的なサービスを提供する契約(附合契約)、請負契約(業務委託契約)、賃貸借契約といった、企業にとって最もなじみ深い契約に影響を与えるものとなります。

改正は3年以内施行されます。

商工会費口座振替日 変更のお知らせ

6月1日及び12月1日に、商工会会費の口座振替(山口銀行・西京銀行)を実施していますが、今年度はシステム上不備があったため、山口銀行の口座から振替は、7月3日付けとさせていただきます。

西京銀行からの振替えは、6月1日付けで行っております。

12月1日付けにつきましては、変更ありません。

商工会の共済制度

貯蓄 **生命保障** **入院**

- ① 3つの保障を自由に選択できます!
- ② 月々の掛け金も自由に選択できます。
- ③ 保障の掛け金は40%~80%と大幅に軽減! 出来ます (※引き受け会社比較)

掛け金をより安くしたい! 保障内容がわからない! 資金準備をしたい!

保険相談(診断)実施中!

お気軽に商工会へご連絡下さい 熊毛町商工会

経営計画は毎年度立てましょう!!

経営計画を立てることは、経営を持続的に行うためのほか、メリットとして「目標設定」があります。

目標を設定し現状を把握することにより、「やるべきこと」が明確になります。

売上・利益とも確保できている場合は、計画を立てていなくても問題が発生することはあまりないと思われませんが、急激な環境等の変化には対応できません。

成り行きの経営では問題意識を持つことはあまりないのではないのでしょうか。

問題意識を持っていないと、問題解決力が醸成されません。問題意識を持つこと、問題解決力を強化することは、経営陣・従業員ともに求められることです。特に、経営陣にこれがないと、従業員に求めてもむつかしいでしょう。

そのためにも、目標の設定 = 経営計画の立案が必要となります。

経営計画の立て方の一つとして、以下の 4 つのステップがあります。

- i 経営理念の策定
- ii 環境分析
- iii 経営戦略の決定
- iv 経営計画の作成

経営計画を立てたことがない企業・事業者の場合には、こういった流れで作成されることをおすすめ



します。経営理念は、経営活動のバックボーンとなるものです。

経営理念を策定することで

- i 会社の存在理由
- ii 事業領域の明確化
- iii 経営目標（定量、定性）の明確化
- iv 企業風土（文化）の明確化

が、可能となります。

経営理念を策定すれば、経営陣の交代等、特別な事態がない限り見直す必要はありません。しかし、経営環境は逐次変化しており、年度当初に経営環境を分析し、予測しなければなりません。

そして、組織の方向性を検討する経営戦略を決め、最後にその具体的な取組みである経営計画を作成することになります。

経営計画は毎年度立案し、「誰が」「何を」「いつまでに」「いくらで」「どのように」の視点で作成し、実行⇒チェックを繰り返していきます。この中に売上計画も入ります。

経営計画を作成することは、規模の大小に関わらず、経営者の役割です。

経営計画を作成するためには、上記を参考にするほか、商工会にご相談いただくと、アドバイスや場合によっては中小企業診断士等専門家を招聘して経営計画作成のサポートをいたします。

お気軽にご連絡ください。

契約書のない債権の回収

① 債権は時効で消滅します

売上債権（売掛金や工事代金）や貸金債権など、どの企業でも日々発生しています。

特に、企業間取引では直ちに支払うのではなく、「翌月払い」など、支払期限が先延ばされることが通常です。

注意すべきことは債権には消滅時効があり、企業間取引で生じた債権は、通常、支払期限など「弁済期から 5 年」で時効消滅します。

② 時効の中断措置

債権の消滅時効期間（商法上は原則 5 年）は、「裁判上の請求」や「債務者からの承認」等により中断させることができます。

消滅時効期間前に中断措置を講じれば、時効期間は「ゼロ」にリセットされ、新たな時効の完成は 5 年後に先延ばしすることができ

債務確認書作成のおすすめ

ます。

③ 債務確認書（念書）作成のすすめ

予定された弁済期を過ぎても支払いがない場合、電話・メール・手紙などで支払催告しても、完全な時効中断の効力を生じません。

催告後、6 か月以内に裁判など強力な手段を講じてはじめて「催告時」に時効中断の効力が発生します。

つまり、債務者にのりくらり支払いを先送りされると、結局当初の弁済期から 5 年で債権は時効消滅してしまうのです。

そこで、特に契約書など証拠書類がない場合に有効なのが、「債務者に承認をもらう方法」であり、具体的には「債務確認書（念書）」を作成することです。

専門家個別相談会等開催のご案内

熊毛町商工会では、平成 27 年度に経営発達支援計画が認定され、これを受けて引続き今年度も「伴走型小規模事業者支援推進事業」を実施してまいります。

当該事業の目玉として、標記専門家個別相談会及び専門家派遣事業を 6 月より実施いたします。

経営に関するあらゆる相談にお応えいたしますので、この機会にぜひ当個別相談会・専門家派遣をご利用ください。

相談内容は、税務関係、事業承継、経営計画策定、資金繰り相談、販路開拓 など経営に関することなら何でも OK!!

これは、熊毛町商工会の会員の方のみが受けられる事業です。

当事業に関するお申し込み、お問合せは、お気軽に熊毛町商工会事務局へご連絡をお願いします。（担当：道中）

個別相談会・専門家派遣の概要は、以下のとおりです。

① 中小企業診断士による個別相談会の実施

原則 毎月第 3 火曜日（H30 年 2 月まで） 毎月 1 回実施
第 1 回目 6 月 20 日（火） 中小企業診断士 土井一海氏
相談場所 商工会事務所相談室

② 専門家派遣事業（H30 年 2 月まで）

会員の申込みにより、直接事業所へ派遣します。
3 回程度まで派遣可。専門家は、相談事項により事務局で選定いたします。
相談のお申込みは、1 週間前までをお願いします。
お申込み方法は、電話・fax・メールのほか口頭でも可。
相談は無料です。秘密厳守いたします。
個別相談会は都合により、日程が前後することがあります。
開催日は、変更の有無にかかわらず、ホームページで実施日をお知らせします。



◆ 小規模事業者経営発達支援資金 ◆

「小規模事業者経営発達支援資金」は、経営発達支援計画の認定を受けた商工会の小規模事業者の会員のみが対象となり、商工会の事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者が利用できる融資制度です。熊毛町商工会は、平成 27 年 12 月にこの計画が認定された商工会です。

この融資制度の特徴の一つとして、融資期間が最長 20 年と長く、長期に及ぶ事業計画を策定することにより利用が可能です。事業計画策定にあたっては、商工会及び専門家派遣等により支援を実施いたします。

《 具体的概要 》

- ☆ 融資対象者 経営発達支援計画の認定を受けた商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の会員の方
- ☆ 資金使途 事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金
- ☆ 融資限度額 72,000 千円（うち運転資金 48,000 千円）
- ☆ 融資期間 設備資金 20 年以内
運転資金 8 年以内
- ☆ 融資利率 特利 A (0.76%～2.00%、平成 29 年 6 月 5 日現在) 担保の有無等により異なる利率が適用されます
- ☆ 保証人・担保 ご希望を伺いながら、ご相談させていただきます
- ☆ 融資金融機関 日本政策金融公庫 徳山支店 0834-21-3455

一日公庫開催

日本政策金融公庫徳山支店の協力の下、「一日公庫」を開催いたします。一日公庫では、事前にお申込みいただいた事業所と面談を行い、できるだけ即決体制で臨みます。

普通貸付、特別貸付の新規申込みまたは借換えの相談に応じます。

一日公庫のお申込みは、予約制ですので 6 月 30 日（金）までをお願いします。

※ 開催日時

7 月 11 日（火） 10 時～ 15 時

上記の時間外がご希望の方は早めにお知らせください。

※ 開催場所

熊毛町商工会事務所